

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 （新型コロナウイルス感染症対策）

（保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）令和2年度第3次補正予算額：117億円）

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
 - ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
 - ※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等



【対象施設等】 保育所、幼保連型携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

（1）定員※ 19人以下	300千円以内
（2）定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
（3）定員※ 60人以上	500千円以内
（4）児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1／2、市区町村等：1／2

〔改正後全文〕

雇児発 0331 第 30 号
平成 29 年 3 月 31 日
第一次改正 子発 0424 第 1 号
平成 30 年 4 月 24 日
第二次改正 子発 0329 第 18 号
平成 31 年 3 月 29 日
第三次改正 子発 1128 第 1 号
令和元年 11 月 28 日
第四次改正 子発 0207 第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日
第五次改正 子発 0312 第 3 号
令和 2 年 3 月 12 日
第六次改正 子発 0331 第 10 号
令和 2 年 3 月 31 日
第七次改正 子発 0501 第 2 号
令和 2 年 5 月 1 日
第八次改正 子発 0204 第 2 号
令和 3 年 2 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

認可保育所等設置支援事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 28 年 7 月 4 日雇児発 0704 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成 28 年 7 月 4 日雇児発 0704 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 25 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 26 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、平成 28 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

記

1 事業の種類

本通知による事業は以下の事業とする。

- (1) 保育所等改修費等支援事業
- (2) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- (3) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- (4) 民有地マッチング事業
- (5) 保育環境改善等事業

2 事業の実施

1 の各事業の実施及び運営に関しては、それぞれ以下の実施要綱によること。

- (1) 保育所等改修費等支援事業実施要綱(別添 1)
- (2) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱(別添 2)
- (3) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱(別添 3)
- (4) 民有地マッチング事業実施要綱(別添 4)
- (5) 保育環境改善等事業実施要綱(別添 5)

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 3の(1)及び(2)（ただし、④及び⑧を除く。）の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(2) 3の(2)の④

① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村が認めた者とする。

② 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に基づく届出を行っている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）。以下③イ及び4(5)において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者とする。

③ 新型コロナウイルス感染症対策として行う事業

ア 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

イ 認可外保育施設を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

(3) 3の(2)の⑧

① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

- ② 児童厚生施設及び認可外保育施設（法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている施設（認可外の居宅訪問型保育事業については、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）。以下 4（11）において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

3 事業の内容

（1）基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業又は病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な体制整備を行う事業で、次に掲げるものとする。

- ① 保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業（※）「多様な保育促進事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日付雇児発 0417 第 4 号雇用均等・児童家庭局長通知）に掲げる 3 歳児受入れ連携支援事業を行うために必要となる既存保育所等の改修等を行うものを含む。）

- ② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

「病児保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の 4（3）に基づく事業（以下「病児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な改修等を行う事業

（2）環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

- ① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児（医療的ケア児（人口呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）を含む。以下同じ。）を受け入れるために必要な改修等を行う事業

- ② 分園推進事業

保育所及び認定こども園の分園の設置を推進するため、分園に必要な設備の整備等を行う事業

- ③ 熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④ 安全対策事業

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒等を行う事業

⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥ 緊急一時預かり推進事業

「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

法第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に法第 6 条の 3 第 7 号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

4 (11) ①に定める対象施設において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う以下の事業

ア 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）

【かかり増し経費の具体的な内容】

- ① 職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められる

ものであること

- ② 感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

イ マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業

4 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業
- ④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業、病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業を除く。）

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

(3) 保育所等設置促進事業（ただし、(※)を除く。）及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設するものを対象とすること。

(4) 熱中症対策事業については、既存の冷房設備の更新は対象としない。また、対象事業者については、公立の保育所及び認定こども園を除く。

(5) 安全対策事業の実施については、以下①～⑤を満たすものとする。（ただし、②～⑤については、新型コロナウイルス感染症対策として実施する場合を除く。）

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として安全対策事業を実施する場合は、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても、対象とする。

② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」

（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

(6) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等、及び当該年度中又は翌年度中に病児保育事業（体調不良児対応型）の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(7) 障害児受入促進事業については、当該年度中又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

(8) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

(9) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の

実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」

(平成28年4月7日付雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

(10) 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業については、当該年度中又は翌年度中に一時預かり事業の実施を予定している放課後児童クラブを対象とすること。

(11) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施については、以下①～③を満たすものとする。

① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、児童厚生施設及び認可外保育施設とする。

なお、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。

② 感染症拡大防止を徹底するため、

- ・ 保護者との連絡等におけるICTの活用
- ・ 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらぬ等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ
- ・ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の活用

等の取組に努めている。

③ 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、原則、3(2)⑧アの事業を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うこと。(3(2)⑧イの事業の実施のみにならないようにすること。)

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

No.	質問	回答
1 更新	<p><u>令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和2年度第3次補正予算本省繰越分）は、いつからいつまでの期間に実施したものが補助対象か。</u></p> <p><u>令和2年度第3次補正予算による事業については、いつから対象となるのか。</u></p>	<p><u>令和3年度（令和2年度第3次補正予算本省繰越分）における補助は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行う、職員への手当等の支給や物品等の購入などが対象となります。</u></p> <p><u>（参考）</u> <u>令和2年度における補助は、令和3年1月1日から令和3年3月31日分までの間に行われた、職員への手当等の支給や物品等の購入などが対象。</u></p> <p><u>令和2年度第3次補正予算による事業については、令和3年1月1日から対象となります。</u></p>
2	<p>この事業は令和2年度予算であるが、令和3年度にもこの予算は活用できるようになるのか。また、令和2年度に支出したものを令和3年度に交付申請できるのか。</p>	<p>本事業は繰越明許費の対象事業のため、翌債及び明許繰越の対象になります。また、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和3年度においてもこの予算が活用できるように、厚生労働省において予算の繰り越し（本省繰越）を行います。</p> <p>なお、交付申請にあたっては、以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に行う予定の職員への手当等の支給や物品等の購入については、令和3年度の本省繰越にかかる交付要綱に基づき、令和3年度予算分として交付申請を行ってください。 原則、令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行うもの（地方繰越を行わないもの）は、令和2年度末までに物品等の受領及び支払いを完了するものを申請してください。 令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行ったが、やむを得ない理由により物品の受領及び支払いが令和3年度になる場合には、必ず地方繰越の手続きを行ってください。 令和2年度中に職員へ手当等の支給を行った場合、その交付申請は令和2年度予算分として行ってください。地方繰越はできません。 <p>※令和2年度に補助基準額全額を支出（又は地方繰越）した場合は、令和3年度の本省繰越にかかる交付要綱の申請はできません。</p>
3	<p>地方負担1/2とされているが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。</p>	<p>「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年2月2日付内閣府地方創生推進室事務連絡）において、当該交付金の対象事業となっています。</p>
4	<p>1次補正、2次補正と合わせて最大150万円の補助となると理解してよいか。</p>	<p>ご推察のとおり、1次、2次、3次それぞれ上限額まで補助することが可能であるため、1施設最大で150万円の補助となります。</p>

No.	質問	回答
5	本事業について、同一法人が同じ敷地内で保育所と地域型保育事業を行っている場合は、両方から申請が可能か また、延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）も行っている場合はどうか。	施設と地域型保育事業の両方を行っている場合は、それぞれ上限額まで申請が可能です。 また、延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）を行っている場合は、当事業とは別に、子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）による補助があります。
6	ベビーシッターも対象となるのか。	第3次補正予算による事業については、認可外の居宅訪問型保育事業についても対象となります。 ただし、複数の保育に従事する者を雇用しているもの（以下「事業者」という。）に限ります。事業者は、所属するベビーシッターそれぞれの活動状況を考慮した上で、必要な物品の購入支援等を行う必要があります。
7	「認可保育所等設置支援の実施について」（平成29年3月31日付雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の3（2）⑧ア「職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）」として「かかり増し経費の具体的内容」が示されているが、これ以外に感染症対策として必要となるかかり増し経費は対象とならないのか。また、令和2年人事院勧告に対する公定価格の対応として引き下げられた分の補填として支給した人件費について、対象経費となるのか。	実施要綱3（2）⑧アのかかり増し経費については、「かかり増し経費の具体的内容」の①、②に限られ、これ以外に感染症対策として必要となるかかり増し経費については、実施要綱3（2）⑧イの対象となります。 したがって、令和2年人事院勧告に対する公定価格の対応として引き下げられた分の補填として支給した人件費については、対象となりません。
8	実施要綱の3（2）⑧イ「感染症予防の広報・啓発等を行う事業」の「等」にはどのようなものが含まれるのか。	施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために要した費用で、自治体が必要と認めたものとなります。
9	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、どのように配分すればいいか。	当該事業は、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援ですので、原則、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援に御活用いただくようお願いいたします。 なお、実施要綱4（11）③のとおり、実施要綱の3（2）⑧イの事業の実施のみとならないようお願いいたします。
10	本事業で慰労金を支給することは可能か。 また、職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。	【慰労金について】 保育所等の児童福祉施設においては、慰労金は対象となりません。 【PCR検査費用について】 本事業については、No.9でお示しのとおり、職員に対する手当等の支給などに御活用いただきたいと考えてますが、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず自費で検査を受けることとなった場合等について、その費用を支給することは差し支えありません。
11	かかり増し経費として手当等を支給する際、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないのか。	手当等の支給については、感染症対策に関する業務であれば、勤務時間外に限るものではありません。 事業趣旨等を踏まえ、有効的にご活用いただきますようお願いいたします。

No.	質問	回答
12	「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など支払う場合、必ず給与規程を変更し、新たな手当区分を創設しなければならないのか。 また、かかり増し経費を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるべきか。	必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。 かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類が必要と考えられますが、業務負担軽減の観点からできる限り簡素化していただきたいと考えます。（例：支払明細書のみ提出とし、いつ、どのような勤務をしたか等、詳細なものは求めない。）
13	実施要綱4（11）②の要件の確認にあたり、どのような資料を提出させればよいか。	既存の資料や確認書（任意様式）その他感染防止対策の取組が確認できる資料の提出などにより確認してください。 なお、自治体にある既存の資料で確認できる場合には、提出書類を簡略化するなど、業務負担の軽減に努めてください。
14	実施要綱4（11）②にある「感染症対策計画の策定」について、具体的にどのようなものを策定すればよいか。	新たな計画を策定する必要があるわけではなく、保育所保育指針により作成することとなっている保健計画など、各施設等において既に作成している計画に、新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加するなどにより御対応ください。
15	備品購入等に対する支援について、実施要綱上、3（2）④安全対策事業と⑧新型コロナウイルス感染症対策支援事業のイの2か所に記載があるが、違いはあるのか。	3（2）④の安全対策事業については、令和2年度1次補正における支援であり、⑧新型コロナウイルス感染症対策支援事業のイは3次補正における支援です。
16 新規	<u>令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））（令和2年度第3次補正予算本省繰越分）を活用しようと考えているが、補助基準額は、いつ時点の認可定員で適用されるのか。</u>	<u>令和3年度（令和2年度第3次補正予算本省繰越分）においては、令和3年4月1日時点の認可定員（認可外保育施設は、都道府県等に届出した利用定員）となります。</u> <u>ただし、居宅訪問型保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者に限る。）については、令和3年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数となります。</u> <u>（参考）</u> <u>令和2年度においては、令和3年1月1日時点の認可定員（認可外保育施設は、都道府県等に届出した利用定員）。</u> <u>ただし、居宅訪問型保育事業については、令和2年度の各月初日の利用児童数のうち、最も利用が多い月の児童数。</u>

No.	質問	回答
17 新規	<p>保育所等において、令和2年度に事業を一部実施（令和2年度における手当等の支給）し、令和3年度にも事業を実施（令和3年度における手当等の支給）する予定である。令和3年度において、施設が自治体に対し、補助金の交付を申請できる金額はいくらまでか。</p>	<p>令和3年度に補助金の交付を申請できる金額の上限は、補助基準額（定員区分ごとの単価）から、令和2年度に交付決定された金額（国負担分1/2と自治体負担分1/2の合計）を差し引いた額までとなります。</p> <p>（例）定員60人以上の施設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 50万円 (a) ・令和2年度交付決定額 30万円 (b) （国（1/2）：15万円、自治体（1/2）：15万円） ・令和2年度実支出額 10万円 (c) <p>○令和3年度の交付申請額の上限 20万円 （50万円（a）－30万円（b）＝20万円）</p> <p>※差し引く金額は、令和2年度の交付決定額であり、令和2年度の確定額（実際の支出額）ではありません。</p>

地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

子ども・子育て支援交付金 令和2年度第3次補正予算：65億円の内数)

【概要】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象事業所】 (1)放課後児童健全育成事業、(2)利用者支援事業、(3)延長保育事業、(4)子育て短期支援事業、(5)乳児家庭全戸訪問事業、(6)養育支援訪問事業、(7)地域子育て支援拠点事業、(8)一時預かり事業、(9)病児保育事業、(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【補助基準額】 ①と②の合計

(1) 1支援の単位あたり

利用定員19人以下 300千円以内 利用定員20人以上59人以下 400千円以内

利用定員60人以上 500千円以内

(3) 1か所当たり ※事業を実施する保育所等の利用定員

利用定員19人以下 150千円、利用定員20人以上59人以下 200千円、利用定員60人以上 250千円

(2)、(4)～(10) 1か所等当たり 300千円以内

※ (5)(6)(10)は1市区町村当たり、その他事業は1か所当たり。

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3